

会議名	第1回港区学習支援事業業務委託候補者選考委員会（書面開催）
開催日時	令和3年12月10日（金）各委員に資料送付 令和3年12月20日（月）委員からの意見集約及び回答締切
開催場所	書面会議により開催（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため）
委員	松原 康雄 委員長 有賀 謙二 副委員長 金子 充 委員 新藤 こずえ 委員 相川 留美子 委員
事務局	生活福祉調整課自立支援担当
配付資料	資料1 採点基準（案） 資料2 募集要項（案）
審議内容	
A委員	本事業は、「ボランティアを講師とする事業者」が応募の前提条件という理解でいいか。
事務局	区の学習支援事業は「地域（在勤、在住、在学）の大人が地域の子どもの学習を支える」という考えが根底にあり、ボランティアの活用が前提となっています。これらの点がわかるよう、募集要項や仕様書に記載します。
B委員	1の（1）及び（2）について 法人の「基本理念」を採点するのは難しいと思う。採点しやすい内容にしたほうがいいのでは。
事務局	「基本理念」を削除します。
C委員	2の（1）の①について 提案内容は、「説明してください」より「まとめてください」の方がわかりやすいのでは。
事務局	ご指摘のとおりわかりやすく修正します。
D委員	法改正に伴い、「子どもの学習支援・生活支援事業」に名称変更になっている。「生活支援」の部分は本委託に含まれるのか。また、3の（1）の①及び④など「学習支援」となっている箇所は「子どもの学習支援・生活支援」とした方がいいのでは。
事務局	「子どもの学習支援・生活支援事業」のうち、「生活支援」部分は港区では生活・就労支援センターの相談業務に含まれ、本事業では、法第3条7の第1項でいう「生活困窮者である子どもに対し、学習の援助をおこなう事業」として実施していることから、「学習支援」の名称とします。なお、学習支援事業の実

	<p>施については、生活・就労支援センターと対象者の面接にあたるなど、適宜連携をとっています。</p>
C委員 事務局	<p>3の(1)の①について 審査基準内「港区の現状や特性」に「地区ごとの特性」は入れなくてよいか。 学習支援事業を実施するうえで、5地区の地域性が重視されるような場面がありませんでした。</p>
E委員 事務局	<p>3の(1)の①について 審査基準「外国籍の区民が多い区の特性」については、外国籍であることも言語の問題等が生活困窮以外の課題になる可能性がある。外国籍も含めて、「生活困窮以外の課題」を何点か例示列挙したほうがわかりやすい。 生活困窮以外の課題（外国籍、発達障害、小学校の学習課程でのつまずきなど）とし、生活困窮以外の課題を例示列挙し、文面を修正します。</p>
B委員 事務局	<p>3の(1)の①について 審査基準の外国籍や発達障害の子どもへの対応はどこまでを想定しているのか。 外国籍、発達障害など生活困窮以外の課題を抱える子への対応の工夫やボランティアの教育体制などについて予算の範囲内で提案を求めることとします。また、対応の程度は対象者が区内の公立中学校に通学していることを前提にします。</p>
D委員 事務局	<p>3の(1)の①について 審査基準に「生活支援」を少し含め、「社会参加の機会欠如」とするのはどうか。 通学できない、進路を考えるきっかけを得られない、模範となる大人と交流する機会が持てない点も含め、「社会参加の機会欠如」を審査基準に追加します。</p>
C委員	<p>3の(1)の②及び④について この項目の提案内容のどちらかでボランティアのリクルート方策の提案を求めた方がいいのでは。</p>
A委員 事務局	<p>3の(1)の②及び④について ボランティアの採用が前提となっているのであれば、3の(1)の④は、3の(1)の②に含めていいのでは。 3の(1)の②と④については、C委員の指摘のとおり、3の(1)の②にボランティアのリクルート方法について追記することし、3の(1)の②及び</p>

	3の(1)の④は統合せず独立した事項とします。
A委員	3の(2)の⑤と3の(2)の⑥について
事務局	提案内容は統合してもいいのでは。 学習ボランティアの役割及び養成、指導方法について述べてください。」に統合します。
E委員	5の(2)の④について
事務局	審査基準に災害の他にも新型コロナウイルス感染症対策について言及したほうがよいのでは。 「新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策等」を追記します。
D委員	4の(1)の①について
事務局	審査基準内の「話し方」を「コミュニケーションスキル」と具体的にしてはどうか。 ご指摘のとおり修正します。
B委員	6の(1)について
事務局	予算規模をオーバーしている事業者が良い提案をしてきた場合、事務局はどう対応するか。 記載している予算規模をオーバーした場合は失格にすることを要項に記載します。
B委員	7の(4)及び(5)について
事務局	(4)の環境配慮項目と(5)の災害協定活動は必要か。 運送業やインフラの事業者であれば必要な項目であると考えますが、学習関係の事業を主体としている事業者にここまでの項目を求める必要はあるか。 (4)の環境配慮は、区の契約の際に、必ず入れる項目です。 (5)についてはご指摘のとおり削除します。